

<お願い> 陽性となられた場合の対応について

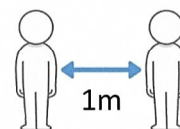
陽性者の急増に伴い、保健所では、陽性者の方の療養や重症化リスクのある方々への対応を優先することから、濃厚接触者の方や所属先（勤務先や学校等）への連絡は、陽性者ご本人等から連絡いただくようお願いします。

<対応の期間及び地域> 期間：令和4年1月28日から当面の期間 地域：県内全域

陽性となられた方へ**○濃厚接触者の方へご連絡をお願いします****<ご連絡頂きたい濃厚接触者とは>**

発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前から入院（または宿泊療養等）するまでの期間に、陽性者ご本人がマスクなし（正しい状態で着用していない場合※を含む）で、手が触れる距離（**1m以内**）で**15分以上接触（会話等）**した方

※マスク着用とは、不織布マスク（または同程度以上の効果があるもの）を正しく着用している状態を指し、鼻出しマスク、顎マスクは不適切な状態となります。

**○所属先（勤務先や学校等）へご連絡をお願いします**

濃厚接触者の可能性がある方について、所属の管理者において確認を行います。

○ご本人の療養については、保健所の指示に従ってください**濃厚接触者となられた方へ****○7日間の自宅待機をお願いします（解除は8日目となります）**

陽性となった方と最後に会った次の日から7日間は自宅待機をお願いします。仕事や学校等を含む不要不急の外出は控え、家族との接触に注意してお過ごしてください。また、8日目に解除となった後も、10日間が経過するまでは、検温などご自身で健康状態の確認やリスクの高い場所の利用、会食等を避けてください。

※社会機能を維持するために必要な事業に従事する方（いわゆるエッセンシャルワーカー）においては、一定の要件のもと、事業者の判断により待機期間の短縮（最短5日間）を可能とする制度があります。

○自宅待機期間中に症状（発熱、咳、のどの痛み等）が出た場合

⇒ かかりつけ医や診療検査医療機関にご相談ください。

福島県 診療検査医療機関 | 検索Q

⇒ 相談先がわからない場合は、受診・相談センターにご相談ください。

受診・相談センター ☎TEL：0120-567-747

○上記以外の場合

⇒ 一般相談（コールセンター）にご相談ください。

一般相談（コールセンター） ☎TEL：0120-567-177

詳細については、県庁ホームページをご覧ください**○福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータルサイト**

「新型コロナウイルスに感染したときの対応について（感染急増時）」

URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>

